

人企一7

令和8年1月16日

人事院事務総長

「人事院規則11—4（職員の身分保障）の運用について」の一部  
改正について（通知）

「人事院規則11—4（職員の身分保障）の運用について（昭和54年12月  
28日任企—548）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年3月1日  
以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改  
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第5条関係  1・2 (略)  3 この条の <u>第3項本文</u> の休職の 期間の更新の承認又は第4項の 休職の期間を更新する期間の設 定の承認を求める場合には、承 認の種類に応じ、別紙5から別	第5条関係  1・2 (略)  3 この条の <u>第3項</u> の休職の期間 の更新の承認又は第4項の休職 の期間を更新する期間の設定の 承認を求める場合には、承認の 種類に応じ、別紙5から別紙8

紙8までの様式の申請書を提出するものとする。

までの様式の申請書を提出するものとする。

別紙5

人事院規則11—4第3条第1項第1号の規定による  
休職の期間の更新承認申請書

文書番号  
令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者 \_\_\_\_\_

人事院規則11—4（職員の身分保障）第5条第3項本文の規定に基づき、  
同規則第3条第1項第1号の規定による休職の期間の更新について下記のと  
おり申請します。

記

- 1 休職者の氏名、官職、職務の級及び号俸並びに経歴
- 2 休職前に従事していた職務の内容
- 3 休職発令年月日
- 4 現在の所属施設名及び所在地
- 5 現に従事している業務の内容
- 6 更新予定期間
- 7 更新を必要とする理由
- 8 更新後に従事する業務の内容

(注) この申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。  
1 引き続き当該業務に従事する旨を本人が表示した文書  
2 その他参考となる資料

別紙5

人事院規則11—4第3条第1項第1号の規定による  
休職の期間の更新承認申請書

文書番号  
令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者 \_\_\_\_\_

人事院規則11—4（職員の身分保障）第5条第3項の規定に基づき、同  
規則第3条第1項第1号の規定による休職の期間の更新について下記のとお  
り申請します。

記

- 1 休職者の氏名、官職、職務の級及び号俸並びに経歴
- 2 休職前に従事していた職務の内容
- 3 休職発令年月日
- 4 現在の所属施設名及び所在地
- 5 現に従事している業務の内容
- 6 更新予定期間
- 7 更新を必要とする理由
- 8 更新後に従事する業務の内容

(注) この申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。  
1 引き続き当該業務に従事する旨を本人が表示した文書  
2 その他参考となる資料

別紙6

人事院規則11—4第3条第1項第3号の規定による  
休職の期間の更新承認申請書

文書番号  
令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者 \_\_\_\_\_

人事院規則11—4（職員の身分保障）第5条第3項本文の規定に基づき、  
同規則第3条第1項第3号の規定による休職の期間の更新について下記のと  
おり申請します。

記

- 1 休職者の氏名及び官職名
- 2 休職発今年月日
- 3 更新予定期間
- 4 人事院規則14—18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）  
第5条の規定による申出の年月日（既に当該申出に係る承認が行われてい  
る場合にあっては、当該承認の年月日及び期限）
- 5 主として研究成果活用企業の役員等の業務に従事する必要があり、研究  
職員としての職務に従事することができないと認められる事情
- 6 更新を必要とする理由

(注) この申請書には、参考となる資料を添付するものとする。

別紙6

人事院規則11—4第3条第1項第3号の規定による  
休職の期間の更新承認申請書

文書番号  
令和 年 月 日

人事院事務総長 殿

申請者 \_\_\_\_\_

人事院規則11—4（職員の身分保障）第5条第3項の規定に基づき、同  
規則第3条第1項第3号の規定による休職の期間の更新について下記のとお  
り申請します。

記

- 1 休職者の氏名及び官職名
- 2 休職発今年月日
- 3 更新予定期間
- 4 人事院規則14—18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）  
第5条の規定による申出の年月日（既に当該申出に係る承認が行われてい  
る場合にあっては、当該承認の年月日及び期限）
- 5 主として研究成果活用企業の役員等の業務に従事する必要があり、研究  
職員としての職務に従事することができないと認められる事情
- 6 更新を必要とする理由

(注) この申請書には、参考となる資料を添付するものとする。

以 上